

# 生徒心得

校則を守り、常に本校生徒として自覚をもち、品格を高めるとともに、進んで責任を果たし、立派な校風をつくりあげること努める。

## 1 服装及び所持品

- (1) 全ての服装は、服装規定に従い、学校並びに生徒自らの品位を保つようにする。
- (2) 必要以上の金銭、その他貴重品は所持しない。やむを得ず持参した場合は、原則、常時携行の上、管理する。
- (3) 身分証明書は、常に携行する。

## 2 整理整頓及び校具の愛用

- (1) 常に校舎内外の清潔整頓に心がけ、気持ちのよい環境を維持する。
- (2) 学校の施設、備品は大切に使用し、移転、破損又は落書きをしない。
- (3) 施設、備品は使用規定及び関係職員の指示に従い、その取扱には十分に注意する。

## 3 通学

- (1) 自転車通学の許可範囲（原則、学校より直線距離で 1.5 km 以遠）に居住し、自転車通学を希望する者は、所定の届を提出し、許可を受ける。
- (2) 交通法規やマナーを守り、自他の命を大切にし、他人に迷惑を掛けないようにする。特に以下の事項を厳守する。
  - ア 自転車には、所定の位置にステッカーを貼付し、鍵は二重にする。
  - イ 必ず所定の駐輪場に置く。
  - ウ 両足（直立型）スタンドを使用し、定期的に車体検査を受ける。
  - エ 次のような自転車運転を厳に慎む。（岐阜県道路交通法施行規則）
    - ・傘差し等運転
    - ・携帯電話を使用しながらの運転やイヤホン等で音声を聞きながらの運転

## 4 「4ない運動」の厳守

生命の安全と事故防止のため、「4ない運動」（免許を取らない、運転をしない、乗せてもらわない、車を買わない）を厳守する。

## 5 風紀

- (1) 学校の内外を問わず、相互にあいさつを交わす。
- (2) 男女交際は、明朗で礼儀正しい態度で行う。
- (3) 携帯電話等の通信機器は、生徒議会決議に基づき、始業時から終業時まで電源を切る。

## 6 届出を要するもの

- (1) 欠席・遅刻をすることが事前に分かっている場合には、保護者が当日の午前8時まで連絡フォームで学校へ連絡する。電話での連絡は午前8時15分から受け付ける。なお、遅刻して登校した際には、職員室で所定の届を記入し教室に入る。
- (2) 早退する場合には、担任から所定の届を受け取り、必要事項を記入し帰宅する。
- (3) 昼休み等に特別な事情で校外に出る場合には、所定の届（外出届カード）を担任へ提出する。
- (4) 次の場合は担任又は顧問の指示を得てから、所定の様式により生徒指導部に届け出る。
  - ア 自転車通学をする場合
  - イ アルバイトをする場合

## 7 許可を要するもの

- (1) 特別の事情で運転免許を取得しようとする場合は担任の指示を得てから、所定の様式により生徒指導部に届けて必ず許可を受ける。
- (2) 次のような場合は、担任又は顧問の許可を必ず受ける。
  - ア 校内放送を行う場合
  - イ 下校時刻以後に残留する場合
  - ウ 金品を集める場合

## 8 報告を要するもの

次のような場合は、直ちに担任及び生徒指導部まで報告する。

- (1) 盗難の被害、紛失物、又は拾得物のあったとき（紛失・拾得物の届出は教育相談室へ）
- (2) 学校の備品、施設等を破損したとき
- (3) いじめ、暴力行為、SNS 等による誹謗・中傷、トラブル、不審者による被害、補導等を受けたとき
- (4) 交通違反の指摘を受けたとき、又は交通事故の加害者、被害者になったとき

## 9 禁止事項

- (1) 法令や条例によって禁止されている行為
- (2) 人権を侵害する行為
- (3) 授業、学校行事などを忌避すること
- (4) 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した行為

以上の行為を行った者は、特別指導の対象とする。

## 10 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

携帯・スマホに関する安全利用宣言（平成25年5月27日生徒議会決議）

**「私たちは、加納高生としての誇りをもって、自らを律し、マナーを守った、節度ある携帯・スマホの利用をすることを宣言します」**

- (1) 使用を認められた時間（昼休み必要があれば）以外は、必ず朝の SHR 前に電源を切り、絶対に使用しない。
- (2) 集団として自らを律することを行う。ルールを守らない利用をお互いに許さない。
- (3) 他人の迷惑になるような使用をしない。
  - ① 移動中の使用をしない。
  - ② 周りに不快感を与えるような、大音量での音楽再生をしない。
  - ③ 学校外においても、お互いの学業に支障をきたすような、マナーに反する使用をしない。
  - ④ 第三者の誹謗中傷をするような、人としての品性を自らおとすような行為をしない。
  - ⑤ 直接のコミュニケーションを大切に、会話中や昼食時の使用をしない。